

	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	配偶者暴力相談支援センター	民間シェルター
設置根拠等	<p>○設置根拠: 第4次男女共同参画基本計画、第3次犯罪被害者等基本計画</p> <p>○運営主体: 都道府県、公益社団法人、民間団体等 ⇒犯罪被害者支援センター(24か所)、民間団体(NPO法人等)(9か所)、県・県警直営(9か所)、病院(3か所)、連携体制(1か所)、その他(3か所: 性暴力被害者支援協議会、看護協会、公益財団法人及び地方行政独立行政法人への委託)</p> <p>○設置数: 47都道府県 ※2020年中の各都道府県への設置目標を前倒し実現(平成30(2019)年10月)</p> <p>○相談件数: 26, 748件(平成29年度)</p> <p>○核となる機能: ①支援のコーディネート・相談、 ②産婦人科医療(救急医療・継続的な医療・証拠採取等)</p> <p>○設置形態: ①病院拠点型(8府県)、②相談センター拠点型(3都県)、③連携型(36道府県) ○24時間365日運営: 18都府県(平成31年3月)。</p>	<p>○設置根拠: DV防止法第3条</p> <p>○運営主体: 都道府県(義務)、市町村(努力義務)</p> <p>○設置数: 287(平成31年4月) うち、都道府県173、市町村114 ※市町村に未設置の県は、16。 うち、婦人相談所50、福祉事務所・保健所113、支庁等90、女性センター50、児童相談所16 ほか</p> <p>○相談件数: 106, 110件(平成29年度) ⇒一時保護: 3,214人、保護命令: 2,177件</p> <p>○機能: ①相談又は相談機関の紹介、②カウンセリング、③緊急時における安全の確保、④一時保護(婦人相談所)、⑤自立支援制度(就業促進、住宅確保、援護等)・保護命令制度・シェルターの利用等についての情報提供・助言・関係機関との連絡調整等</p>	<p>○設置根拠: なし ※ DV防止法第26条(民間団体に対する援助): 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。</p> <p>○運営団体数: 107(平成30年11月) うち、NPO法人49、社会福祉法人22、財団法人1、宗教法人3、その他6、法人格なし26</p> <p>○業務等: 「民間シェルター」とは、民間団体によって運営されている暴力を受けた被害者が緊急一時的に避難できる施設。現在、民間シェルターでは、被害者の一時保護だけに止まらず、相談への対応、被害者の自立へ向けたサポートなど、被害者に対する様々な援助を行っている。</p>
支援策	<p>【財政支援】</p> <p>○性犯罪・性暴力被害者支援交付金(内閣府) ・交付先: 都道府県(交付率: 1/2(医療費等は1/3)) ・予算額: 163百万円(29年度)⇒187百万円(30年度)⇒210百万円(31年度) ・対象経費: ①相談センターの運営費等(支援員の人件費、研修、受傷対策、広報啓発、連携会議、法的支援)、 ②被害者の医療費等(カウンセリング、証拠採取を含む) ※やむを得ない事情により警察に相談できなかったことにより「都道府県警察による医療費等の公費負担制度」が適用されない被害者に対するもの。 ・新規拡充項目(31年度): 【新規】拠点となる病院整備(11⇒15か所)、SNS相談等先進的な取組 【拡充】24時間365日運営(平日8時間×2人を超える部分について、加算措置。16⇒24か所)</p> <p>【その他の支援】(内閣府) ○支援センターの相談員等の職務関係者向けの研修 ○「支援センター開設・運営の手引」の活用促進や各種情報提供の実施</p>	<p>【財政支援】</p> <p>○特別交付税措置 ・市町村の支援センターの運営費(上記①～⑤、355百万円(平成30年度)の1/2を特別交付税の算定基準に算入。 ○婦人保護事業費負担金等(厚生労働省) ・婦人相談所の一時保護や心理療法担当職員・同伴児童の心のケアを行う指導員の配置等に要する経費の1/2を補助(22億円の内数(平成30年度))。</p> <p>【その他の支援】(内閣府) ○相談員等の職務関係者向けの研修 ○「相談の手引」や支援センターの取組事例集作成・配布 ○ホームページ等を通じ、各種調査報告書や関連する施策に係る通達等も含め、情報提供 ○地方公共団体等に対する専門的な知識や経験を有するアドバイザーの派遣</p>	<p>【財政支援】</p> <p>○特別交付税措置 ・地方公共団体(都道府県・市町村)による民間シェルター等に対する財政支援に要する経費(199百万円(平成30年度))の1/2を特別交付税の算定基準に算入。 ○婦人保護事業費負担金(厚生労働省) ・婦人相談所の民間シェルターに対する一時保護委託に係る経費の1/2を補助(22億円の内数(平成30年度))。</p> <p>【その他の支援】(内閣府) ○相談員等の職務関係者向けの研修 ○「相談の手引」の作成・配布 ○研修会等の講師として民間団体の代表を招へい ○ホームページ等を通じ、各種調査報告書や関連する施策に係る通達等も含め、情報提供 ○民間団体に対する専門的な知識や経験を有するアドバイザーの派遣</p>
諸外国における動向	<p>【アメリカ】 ○1970年代にレイブ・クライシスセンターが設置され、現在、全国で1,100か所以上に増加。 イリノイ州の例/レイブ・クライシスセンターの集合体「イリノイ州連合会(ICASA)」が1982年に性暴力被害対応センターを設立、1994年に関連法が成立し、1996年に600万ドル、2000年には1,300万ドルの基金を得て、24時間365日オンコールの病院等12の施設を運営。</p> <p>【韓国】 ○政府機関の女性家族部が「女性の緊急電話1366」と「ワンストップ支援センター」を運営。ワンストップ支援センターは、2016年時点で34か所に増設、将来的には60か所設置予定。 大田(テジョン)市の例/大学病院内に設置された施設の運営費の7割が国、3割を大田市が負担。治療費の全てが公費で賄われている。 光州(クワンジュ)市の例/大学病院内に設置された施設は、24時間年間無休。性暴力の治療は全額公費負担。</p> <p>【イギリス】 ○1973年にレイブクライシスセンターを民間団体が設立、2018年現在44団体が中長期(一年以上前の被害)に対応、運営資金は、寄付及び自治体等の助成。急性期の被害者には、全国47の性被害照会センター(NHS(国家国民健康保険)所管)が法的医療サービスを提供。警察への通報にかかわらず無料で治療、検査、証拠採取を実施。</p> <p>(主な参考資料: 加納尚美、家吉望み、西出弘美 2014「アメリカにおける地域での性暴力被害者対応」『茨城県立医療大学紀要』(第19巻,pp.165-176)、千手正治 2015「我が国における犯罪被害者に対するワンストップ支援の対象拡大に関する一考察」『中央大学法学新報』(121(11/12), pp.645-669)、松本克美・金成恩・安田裕子2016「児童期の性的虐待被害とその回復をめぐる法心理2-ドイツ・韓国調査の報告」『法と心理』(第16巻第1号, pp.69-74)</p>	<p>【アメリカ】 ○ポートランドの例/DV被害者支援のためのワンストップセンター(The Gateway Center)は、ポートランド市政府の行政機関であり、市の建物に所在。 センターでは、6人の市職員他、15のNPOがDV被害者、被害者家族、その子どもへの保護、情報提供、支援などに対応。</p> <p>【台湾】 ○各自治体には、家庭内暴力及び性被害防止センター(通称「DVセンター」)が設置、2007年から正式に政府機関に。 台北市の例/センターのスタッフは119名、年間予算は2億台湾ドル(約7.5億円)超(2015年時点)で、医療機関、警察関係者と連携し、緊急保護命令の発令手続のほか、相談援助、一時保護、移送、診察、けがの証明、カウンセリングなどにつなぐ。</p> <p>(主な参考資料: 石倉亜矢子、磯谷文明、落合香代子他、2016「オレゴン州マトノマー郡ポートランド視察ツアー報告書」(チャイルドファーストジャパンHPより閲覧可能)、北仲千里、井上匡子、清未愛紗、松村歌子、李妍淑 2016「台湾・マレーシアにおける女性に対する暴力被害者支援の研究」『KFAW調査研究報告書』(2016年3月))</p>	<p>民間シェルター運営費に対する政府助成金割合についての調査では、【イギリス】 ○DV被害者支援における民間団体の全国連合Women's Aidによる調査では、回答した団体108団体について平均すると、年間収入の45.9%が地方自治体による助成金である。(2015年度) 一方、100%助成金でまかなわれている団体(7.4%)もあれば、全く助成を受けない団体(10.2%)もあり、助成金の額は団体によって差がある。 また、調査に回答した半数以上の団体が、助成金が削減されたり更新されるか未定と回答しており、財政が安定しているとは言えないという指摘もある。</p> <p>【台湾】 ○危険度の低いケースや一時保護後の支援は、民間団体に委託されるが、最も大きいと思われる一民間団体(委託団体)においては、年間収入3.6億台湾ドル(約5.5億円)の44.5%が政府委託費又は補助金であり、残りは寄附金運営。</p> <p>(主な参考資料: Women's Aid, "Meeting the Needs of Women and Children: Findings of the Women's Aid Annual Survey 2016.", 北仲他2016(前掲).)</p>
課題・今後の支援の方向性(叩き台)	<p>○支援センターの安定的運営と質の向上 ・全都道府県における24時間365日対応 ・支援員の待遇改善 ・拠点となる病院の整備(SANEの養成をはじめとする医療関係者向け専門研修等) ・共通ダイヤル化やSNSの活用等の体制整備 ・コーディネーターやスーパーバイザーの利活用促進 ・支援センターの全国ネットワーク化の推進、好事例の共有や共同ワークショップ・研修等の実施 ・民間シェルターの活用及び連携の推進</p> <p>○児童虐待対策との連携協力の強化 ・性虐待に関する専門的知識や関係機関との連携の在り方等に関する研修の強化 ・児童相談所と連携して性虐待に対応した好事例の収集・全国展開</p>	<p>○児童相談所をはじめとする関係機関との連携強化 ○DV・児童虐待対応のそれぞれの機関の情報の包括的アセスメントによるリスク判断の手法の調査研究、各機関の連携方法を含めた対応の在り方の調査研究 ○研修等の充実によるDVと児童虐待の特性・関連性に関する理解の促進、連携強化による被害の早期発見・早期介入 ○配属センター等の対応力向上のための取組支援 ○DV被害者支援における危険度判定(リスクアセスメント)及び加害者更生プログラムの在り方(基本的考え方)の検討、実証的研究による支援体制の充実。 ○DV被害者支援に係る手引き・マニュアルの改訂、周知徹底。 ○女性に対する暴力をなくす運動の機会における啓発活動の推進 ○DVの特性や子どもへの影響の周知、被害の早期発見・早期介入に向けた国民意識の向上</p>	<p>○民間シェルターにおけるDV被害者とその子どもに対する支援の状況・課題等に関する実態把握 ○民間シェルターにおけるDVと虐待の特性や関連性への理解を深める取組(ワークショップ・研修等の充実) ○民間シェルターの全国ネットワーク組織(シェルターネット)に対する支援(研修、講師派遣・招へい、情報提供)により、民間シェルターの対応力向上と連携強化 ○当事者中心の支援者や、DVの特性等に理解のある公認心理師・臨床心理士等の心のケアを行う専門家等を民間シェルターに派遣</p>